

男女共同参画会議・影響調査専門調査会
「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」
に関する中間報告

序説 - 本調査の趣旨と背景

（高度経済成長と都市化・雇用者化・小家族化の進展）

1950年代半ばから70年代初年にかけて、我が国は当時稀にみる高度経済成長を達成し、国民の生活水準は飛躍的に向上した。この過程で、工業化に伴い都市部に人口が集中し雇用者化が進むとともに、小家族化が進展した。

（役割分担と制度・慣行の形成）

この間、女性は専業主婦として家事・育児を担い、男性は家庭外で雇用労働に集中するという役割分担を行う世帯の比率が増えた。職場においては、長期継続雇用が標準的な働き方とされ、男性雇用者のライフスタイルが勤務先を中心とするものとなる一方、その対象とならない女性は補助的役割を担うケースが大半であった。そして、このような性別による役割分担があるという実態を踏まえて、様々な制度・慣行が形成された。

（社会経済情勢の変化）

しかし、経済成長率が鈍化した1970年代半ば以降、各世帯における子供数の減少や耐久消費財・家庭向け諸サービスの拡大・普及などを背景に、有配偶人口に占める雇用者世帯の専業主婦の比率は低下している。特に近年は経済成長が大幅に鈍化し、マイナス成長の年が相次いでいる。企業は経済環境の悪化が続く中で、業務や雇用の形態の見直しなどを迫られている。家庭においても、企業収益の悪化などに伴い所得が伸び悩む一方、かつて専業主婦だったものが就業を選択するケースは増大している。また、男性雇用者の勤務先を中心とするライフスタイルや社会のあり方に対しては、「会社人間」、「企業中心社会」等として見直しを呼びかける議論が、審議会や経済団体から起こり、政府の経済計画にも盛り込まれた。

（制度慣行のライフスタイルとの不適合の拡大）

1990年代初年以來、雇用者及び自営業の共働き世帯数は男性雇用者と専業主婦の世帯数を上回るようになっており、かつての役割分担を前提とした様々な

制度・慣行は、女性と男性の各人のライフスタイル、及び世帯の実態に適合しない度合を広げている（図表1）。例えば、有配偶女性では所得が年103万円を超えないように就業時間を調整する、中高年男性では扶養責任という観点などから雇用流動化に対応しにくい、などの現象が見られる。従来の制度・慣行の見直しが不可欠になっている。

（家庭と地域社会の変化）

一方、都市部への人口の集中と小家族化は、男性雇用者の勤務先中心のライフスタイルとあいまって、主婦の家庭運営の負担感を過重にするとともに、地域社会を弱体化させる面もあった。雇用労働への集中により男性には家庭と地域をかえりみる余裕が失われがちであった。他方で、出産退職や夫の転勤により専業主婦となり、地域との繋がりが乏しいまま幼い子供を抱え地域社会から孤立する女性も見られた。

1990年代に入り、経済社会の成熟化・国際化は、従来のような雇用者と勤務先の関係に変化を迫っている。とはいえ、景気が低迷し競争が激化する下で、雇用者が勤務先中心のライフスタイルを変更することは容易ではなく、職場でのストレス増大が懸念されている。一方、少子高齢化や教育問題など、家庭や地域社会の機能発揮が期待される課題は大きい。これらに対応する上で、男性が家庭・地域とのつながりを再構築し、女性は家庭・地域だけにとらわれず職を持って社会に参画するという選択肢もありえるのではなかろうか。少なくとも制度・慣習がそのような選択を困難にする事態をなくし、様々な選択を可能とすることが必要であろう。

（中立性確保の意義）

さて、制度・慣行の見直しを通じたライフスタイル選択に対する中立性をできる限り確保することにより、多様化する各世帯のニーズへの対応が可能となる。停滞する産業に代わり新しい成長産業が不断に登場するようになれば、労働移動の機会は増加し、家庭において一人だけが雇用者である場合に世帯所得が大きく変動するリスク（危険）は高まる。そうしたリスクを分散させるため二人で働くことを選択したいという家庭も増加しよう。二人で働けば、男女とも多様な就業機会をより積極的に活用することも可能となろう。また、二人が働くという選択肢は、結果として、所得合計の増大に繋がる可能性がある。

一方、企業にとっても、女性労働者が能力を十分発揮することは、経営上重要な戦略となってきた。更に、労働力は、資本や技術と並び、一国の経済成長を支える基本的な動力である。男性も女性も就業の選択の幅が増大することは、労働供給の拡大を通じ、経済全体の発展に繋がる。特に、社会的支援

の整備と男女の柔軟な育児分担により育児負担を減少させる形で女性の就業の機会が増大すれば、少子・高齢化による生産年齢人口の減少の影響を少なくできる可能性がある。これは、社会保障の持続可能性の増大に繋がろう。

このように、制度・慣行のライフスタイルの選択への中立性をできる限り確保することは、個人の選択の機会の拡大とともに、家庭、企業、国、各レベルでの豊かさに繋がる鍵である。そして、更に男女共同参画社会形成の一層の進展に繋がることになる。

（中立性確保は家族の結びつきを一層薄弱にし、少子化傾向を促進するか）

なお、従来制度・慣行に変更を加え中立性をできる限り確保することは、家族の結びつきを一層薄弱にするのではないかとの見方がある。しかし、既に述べたように、従来制度・慣行がかえって家庭への負担を過重にし、結果的に家族形成の意欲を阻害し、晩婚化・少子化を助長してきた可能性がある。重要なのは、様々な選択を可能とする制度・慣行を築いていくことである。

また、中立性の確保は、女性の就業促進を通じ、少子化傾向を促進するのではないかとの見方もある。しかし、先進国間の国際比較によれば、25 - 34 歳女性の労働力率が高いほど出生率が高いという傾向が見られ、我が国は労働力率・出生率とも低位に属することに留意すべきであろう。（図表 2）一方、就業する、しないに関わらず、各国の児童支援策をみると、我が国の順位は 15 位程度になるとの研究もある。（図表 3）

（中間報告の趣旨と内容）

当専門調査会においては、以上のような観点から、制度・慣行、とりわけ女性のライフスタイルの選択への影響が大きい税制・社会保障・雇用システムについて検討してきた。この度、その結果をここに中間的に報告する。

この報告では、第 1 に生涯の各段階毎に税制・社会保障・雇用システムの現状を整理し、どのような問題点が生じているかを明らかにした上で、生涯可処分所得の推計を行っている。第 2 に、施策等の方向として、ライフスタイルの選択等に中立的な税制・社会保障制度・雇用システムについての基本的な考え方をまとめ、その上で、各制度・システム毎の改革の具体的方向について述べている。

本報告を手がかりとして、各方面で、女性のライフスタイルの選択等に中立的な税制・社会保障制度・雇用システムについての議論が進展することを期待する。